

(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第25号 2020年6月30日

発行:自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201 tel.03-3875-8071 fax.03-3874-4997

雇調金の上限引き上げ さかのぼって増額可能 労働局・ハローワークに改正点を徹底する

6月12日に雇用調整助成金の上限が引き上げられました。この措置はさかのぼって適用されるということで、すでに会社と増額の再交渉をしているところもあります。ところが、一部の地方で労働局やハローワークの相談窓口に問い合わせた際に、一度払った休業手当は変えられないという回答がされたところがあります。

このため、日本共産党の高橋千鶴子衆院議員の協力を得て、厚労省の担当者を呼んでレクチャーを受けました。厚労省職業安定局雇用開発企画課宮本淳子課長補佐は、雇調金の増額はさかのぼって申請でき、差額が支払われること、地方の労働局等には改正点を周知徹底することを確認しました。

また、休業手当をもらっていない労働者に直接給付する支援金「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」については、詳細な内容が未定で、7月12日までに明らかにするとされましたが、雇調金の申請をしている会社が、当面の現金がなくて休業手当を支払えない場合に、労働者が申請して支給を受けることができることが分かりました。

【2020.6.30 厚生労働省レクチャー】

厚労省 職業安定局雇用開発企画課宮本淳子課長補佐、雇用保険課朝井優法規係長、 労働基準局賃金課片山豪指導係長

組合側 髙城委員長、菊池書記長、日本共産党高橋千鶴子衆院議員秘書永野保司氏

(雇調金の上限の増額について)

- ◎(厚労省の説明) 6月12日に特例措置を改正して、上限を1万5000円、助成率を10/10(100%)にした。上限が上がったので、再度、申請を認める。過去の休業手当を増額し、追加で増額分を支給した場合、追加の手続きをすれば助成金を追加支給する。さかのぼって変更できるのは、休業手当を増額した場合で、減額した場合はだめ。休業していなかったのに休業したことにするのも認められない。地方の労働局などで、不適切な回答をしたところがあれば、具体的にわかれば対処する。さかのぼって変更できるという点は地方に周知徹底していきたい。
- 一一(質問)労働者が要請しても、手続きが面倒くさいなどと言って休業しない会 社がある。そういう会社で、労働者が自主的に休んだ場合、休業したことになら

ないのか?

- ◎ 使用者の明示の休業指示がなくて、労働者が自分で休んだ場合は休業にならないので、雇調金の支給はできない。不正受給とみなされると後から最大3倍の返却が命じられることもある。「仕事がないから休んで…」というようなあいまいな指示だったのを、あとから、あれは休業の指示だと確認することは可能。
- ――休業せず仕事をした場合は、どんなに営収が少なくても、最低賃金が支払わなければならないはずだ。最賃を支払っていない場合に、雇調金の支給が停止されることがあるのか?
- ◎ 最低賃金を支払うのは当然だ。雇調金を受給している事業主が、一方で最低賃金を支払っていない場合、従来は雇調金が停止されたが、今回の特例措置では、雇調金はとりあえず支払うことになっている。ただし、労基署と連携して最賃法違反については後で対応することになる。

(労働者に直接給付する休業支援金について)

- ◎ 6月12日に雇用保険特例法が成立し、休業手当をもらっていない労働者に直接 給付する支援金「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」が創設された。新 しい制度なので、内容の詳細を決めるのに時間がかかり、現在検討中。法律で1 か月以内には申請を受け付けると決まっているので、7月12日までには内容を発 表する。
- ――どういう手続きが必要になるのか?
- ◎ 労働者が申請できるものだが、事業主から、この日は確かに休業させたという 事実を確定する書類を求めることになる。労働者がこの制度で休業手当を受給し て、あとで会社から休業手当が支払われた場合は、先に支払った分は返還しても らうことになる。二重払いや不正受給を防ぐため、事実を調べて対応することに なる。
- ――会社が休業の手続きをとらずに、労働者が自分で休んだ場合は対象にならないのか?
- ◎ 対象にならない。会社が指示して休業した場合で、会社から休業手当が支払われていない人が対象になる。

事業主が面倒くさがって休業をしないというのは、雇調金の手続きを面倒だと 思っているのだろうから、手続きについては簡素化をして、できるだけ使いやす くした。その点は今後も周知していきたい。

- ――会社が雇調金の申請手続きをしているが、まだ助成金がでないので、当面、今 月の休業手当が支払えないとなった場合に、労働者が申請することができるか?
- ◎ 申請できる。会社が支払う休業手当を立て替えるのではなく、別途の手続きになる。後から、会社が払えるのに払っていないのではないかなどの事実は調べて対応する。